



土木工事に係る工事現場標識について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：昭和63年12月22日

発管第303号
昭和63年12月22日

各土木事務所長殿
港湾建設)へも
空建)へも

土木部長

土木工事に係る工事現場標識について（通知）

このことについては、鳥取県土木工事共通仕様書第12条により大型の標示板を設置することとしていますが、適切でない現場があるようです。
については、工事標示板などについて別紙のとおり規格表示内容のものを設置することとして、請負業者に徹底してください。
なお、社団法人鳥取県建設業協会、社団法人鳥取県造園建設業協会、社団法人鳥取県管工事業協会へは、別添写しのとおり通知しています。
(別紙、別添省略)